

平成25年度 事業計画

公益財団法人さわやか福祉財団

本文カッコ内の名称は当該事業の
補助・委託・助成等を予定する先。

「公益目的事業」

1. ふれあい推進事業

(1) 復興支援プロジェクト

前年度に引き続き、東日本大震災の被災地復興に向けて、重点支援地域を柱に「地域包括ケアの町」づくりを強力に推進する。国や被災自治体の復興に向けた動きを確認しながら、特に住民が主体的にまちづくりに参画し、最後までふれあいにあふれ、生き生きと暮らせる地域づくりへの支援を行う。そして、それらのノウハウはモデルとして蓄積し、さらに全国各地の「地域包括ケアの町」づくりにつなげていく。

また、復興支援の新たな仕掛けとして、地域通貨を活用した手法を検討する。地元商店街も含め、地域の絆づくりや活性化につなげる仕組みを具体的に提案しながら、被災地での実践につなげていく。

福島県については、県外避難者のネットワークづくりの東京での取り組みを継続させるとともに、全国各地の同種の取り組みの情報収集や連携をすすめていく。

これらの実施については、全国のブロック・さわやかインストラクター有志と共に強力に展開する。

◎「25年度 重点支援地域」 9地域：岩手県／大槌町、釜石市、大船渡市、宮城県／気仙沼市、南三陸町、石巻市、塩竈市、山元町、東京都／全地域（福島県外避難者対象）

(2) 共生のまちづくりプロジェクト

全国のブロック及びさわやかインストラクターと協働して、「地域包括ケアの町」の理念に基づいた有効な地域づくりを、被災地はじめ全国各地に広めていくため、地域の行政、医療・福祉関係者、住民などに、その考え方や取り組み方などを強力に提言する。具体的にはこれら地域の様々な人々が、一堂に会して意見交換し合える場としてのフォーラム・勉強会等を中心に実施する。併せて国の「介護予防・日常生活支援総合事業」等を活用して、ふれあいやいきがいの創出を図り、それぞれの地域にふさわしい支え合い・共助の仕組みが根付くように全国で働きかけていく。

(住友生命保険相互会社)

(3) ブロックとの協働戦略プロジェクト

全国13ブロックの活動強化とさわやかインストラクターの活動充実を図るため、ブロック全

国協働戦略会議を2回（仙台・東京）及び代表者会議の開催を行う。新たなさわやかインストラクター候補者の養成研修は、「地域包括ケアの町」を踏まえた前期・中期・後期研修とし、これからの住民主体の地域づくりを担える人材育成を引き続き積極的に進める。併せて、さわやかインストラクター未配置県の解消、インストラクター単独県の複数設置を目指す。

また当財団の各ブロック担当は、ブロックとの窓口として、情報収集・発信を効果的にすすめながら、ブロック活動の推進を強力に支援していく。（財団法人JKA）

（４） 住民参加の仕組みづくりプロジェクト

群馬県富岡市との協働事業として3年目となる、住民参加によるふれあいの居場所づくりの最終年度は、「地域包括ケアの町づくり」を目指して、基盤である居場所づくりの位置づけを明確にしながら広げていく。医療関係者、福祉関係者、居場所実践者（市民）、行政等による実行委員会を立ち上げ、地域包括ケアをテーマにしたフォーラムを開催する。また、居場所の大交流会を居場所実践者による実行委員会で開催する。さらに、市民による居場所マップ作りに取り組み、住民主体の活動を進めていく。

その他、地方自治体や社会福祉協議会等が、住民やボランティア団体、NPOと組んで地域社会の再生と地域ケア体制の構築にとりかかっている現状を踏まえて、財団のノウハウを生かし、ワークショップを取り入れた手法で、住民参加の仕組みづくり等を支援していく。

（富岡市）

（５） 立ち上げ支援プロジェクト

さわやか福祉財団が目指す「新しいふれあい社会づくり」の流れをさらに促進するため、従来の対象である新規事業・団体立ち上げだけでなく、新たな内容も検討しながら実施する。具体的には、支援のテーマ、対象、金額、周知先、選考委員会の枠組み、決定の方法等を再度議論して、地域社会に必要な市民・NPO活動の育成・推進を図る。（連合・愛のキャンパ）

（６） 地域ふれあい啓発プロジェクト

地域での助け合い、インフォーマルサービスやふれあい活動への意識啓発を、底辺から広く一般市民の方々に働きかけていく。地域の様々な支援団体、若者から勤労者、高齢者まで世代を超えた緩やかで幅広いネットワーク形成につながるよう、尊厳を大切に、お互いが自立しながら生きがい等を考える集い「映画とフォーラム」を開催する。今年度は7月に鹿屋市（鹿児島県）、9月に鶴ヶ島市（埼玉県）で開催を予定する。（アフラック）

（７） ふれあいの居場所推進プロジェクト

新しいふれあい社会、地域包括ケアの町のベースであるふれあいの居場所の普及を目指す。全国自治体とさわやかインストラクターなどが協働で取り組む事例や被災地での取り組みの情報をまとめ、常設型の居場所の効果をまとめるなどし、発信していくことで、ふれあいの居場所をさらに広げていく。

(8) 時間通貨推進プロジェクト

被災地の住民同士による絆づくりと仮設商店街など地域の商店を元気にすることを目的に地域通貨を活用した住民主体のまちづくりを進めていく。いくつかの地域で取り組みを進めながら、現状、成果、課題を分析し、パターン化したものをマニュアルにまとめ、全国でも活用できるようにしていく。また、社会参加推進事業と連携し、全国の企業団体、個人への寄付を働きかけ取り組みを応援していく。

(財団法人 J K A)

2. 社会参加推進事業

(1) 社会人地域参加応援プロジェクト

これまで、人間力再生プロジェクトとして勤労者に焦点を当てて実践してきた取り組みを、さらに、高齢者・団塊世代の地域参加も含めた仕掛けとして展開していく。勤労者・企業には、引き続き、社会貢献活動、ボランティア活動の呼びけのため、名刺両面大作戦などを展開していく。また、高齢者・団塊世代の地域参加は、同様の目的を有する各関係団体と連携しながら進めていく。

さらに、ふれあい推進事業と連携して、地域通貨を活用した被災地住民・商店街の活性化を推進する取り組みを実践する。

(2) 子ども育成支援プロジェクト

子どもが社会参加を通じ、地域との交わりの中で自助・共助を育む仕組みづくりを引き続きすすめていく。具体的には、NPO法人さわやか青少年センターに3年間事業委託した2年目として、ツールとしてのふれあいボランティアパスポートの各地での自主的取り組みの普及、児童生徒のボランティア活動促進の情報発信等を働きかけていく。

(3) スポーツふれあいプロジェクト

各種スポーツを通じ、年齢を問わず互いにふれあえる具体的な仕組み「さわやかスポーツ広場」を、広く各方面に提案実施する。現在、サッカー(Jリーグと提携)、卓球(日本卓球協会と提携)、バスケットボール、バレーボール、剣道、新体操、柔道の7種目の活動を行っているがJリーグの社会貢献活動支援の実施や各クラブに対してのアドバイスなど、各種スポーツ団体の自主的な取り組みを支援していく。

(4) 民間支援創出プロジェクト

一般市民や法人が、深く市民公益の意義を理解し、「寄付」という形で支えていくための意義を理解してもらうための啓発及び実践活動を行う。特にふれあい・支え合い活動の理解者を広めつつ、資金面で支える仕組みづくり、地域のモデル基金づくりを積極的に推進する。

また、遺贈による寄付支援については、個人や公証役場・信託銀行等に働きかけを行う。資産の有効活用で後世の地域づくりにつなげていただく意義を地道に訴えかけながら、社会における遺贈という仕組みの認知を高めていく。

(住友生命保険相互会社)

(5) 市民後見人プロジェクト

前年度まで渉外プロジェクトで実施していた市民後見人制度の普及定着に向けた働きかけを独立させ、社会参加の観点から、市民後見人プロジェクトとして実施する。関係諸団体と連携し、市民後見人制度のさらなる普及定着に取り組む。

3. 情報・調査事業

(1) 情報誌発行プロジェクト

「新しいふれあい社会づくり」を目的に、ふれあい助け合い、共助・共生を推進するため、誌面を通じた問題提起、社会改善のための情報誌『さあ、言おう』を発行する（月刊で年12回発行、各1万部）。

特に誌面は、引き続き東日本大震災の被災地・重点支援地域の取り組みの動きを中心に毎号掲載する。併せて、ふれあい・いきがいをキーワードに、「尊厳」「共助」を柱とした包括ネットワークづくりに向けた各地の動きなどを強力に発信していく。（財団法人JKA）

(2) 統括・広報プロジェクト

さわやか福祉財団の活動及び当財団が目指す理念を対外的に広報し、新しいふれあい社会づくりを側面から推進していく。温かい地域社会づくりへの発信の場としての交流総会フォーラムの実施や、財団ホームページの企画・運営、各種推進パンフレット等ITも活用しながら、広く情報発信を行う。（東京海上日動火災保険株式会社）

(3) 政策提言プロジェクト

東日本大震災復興モデル地域における「地域包括ケアの町」づくりについて関係省庁や自治体への提言、また、第5期介護保険事業計画2～3年目の事業に関して、基礎自治体への提言活動及び第6期介護保険事業計画策定に向けても、地域の実情を伝え、柔軟な運用に向けて提言を行っていく。

また、日常の生活支援サービスのあり方の提言、新公益法人の法制・税制、非営利法人のあり方などへの提言など、当財団の理念である「新しいふれあい社会の創造」のために重要なその他の提言を随時行っていく。

「収益事業」

1. 不動産賃貸等事業

さわやか福祉財団が実施する公益目的事業が、より効果的かつ安定的に推進できるように保有する寄付不動産を賃貸し、その収益を活用する。

以上